

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請に係る法令試験問題(R7. 5. 20)
(解答編)

申請者名（法人名）

受験者の氏名

(注意事項)

- ※ 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
- ※ 設問の中には、文言等を一部省略しているものもあります。

I. 次の問題の1から15の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を
() 内に記入しなさい。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を經營する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を經營する者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用してする貨物の運送をいう。【貨物自動車運送事業法】

(○)

問2 (輸送の安全性の向上)

事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の速達性の向上に努めなければならない。【貨物自動車運送事業法】

(×)

問3 (事業計画)

事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。【貨物自動車運送事業法】

(○)

問4 (名義の利用等の禁止)

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させることができる。【貨物自動車運送事業法】

(×)

問 5（輸送の安全）

事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、当該運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する当該運送の指示をしてはならない。

【貨物自動車運送事業法】

（ ○ ）

問 6（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

事業者は、運転手に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。【貨物自動車運送事業法】

（ × ）

問 7（下請代金の支払期日）

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定めなければならない。【下請代金支払遅延等防止法】

（ ○ ）

問 8（過労運転等の防止）

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ○ ）

問 9（点呼等）

事業者はアルコール検知器を営業所ごとに備え、常時有効に保持しなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ○ ）

問 1 0 （業務の記録）

事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに、運転者等の氏名、従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号、業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離等を記録させ、かつ、その記録を 3 年間保存しなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ × ）

問 1 1 （運行記録計による記録）

事業者等は、最大積載量が 7 トン以上又は車両総重量が 4 トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ × ）

問 1 2 （貨物の積載方法）

事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ○ ）

問 1 3 （異常気象時等における措置）

事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ○ ）

問 1 4 （定期点検整備）

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6 ヶ月ごとに点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。【道路運送車両法】

（ × ）

問 1 5 (速報)

事業者等は、その使用する自動車について、5人以上の重傷者を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。【自動車事故報告規則】

(○)

Ⅱ. 次の問題 1 6 から 2 0 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問 1 6 (事業計画)(事業計画の変更の認可の申請)(事業計画の変更の届出)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、**認可**又は**届出**が必要となります。次の中で認可事項に該当するものを3つ、届出事項に該当するものを2つ選びなさい。【貨物自動車運送事業法】【貨物自動車運送事業法施行規則】

[認可事項] (ア)、(イ)、(オ)

[届出事項] (ウ)、(エ)

- ア. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- ウ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- エ. 各営業所に配置する運行車の数の変更
- オ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

問 1 7 (過労運転等の防止)

事業者等が事業用自動車の運転者として選任してはならない者を、次の中から2つ選び()に記入しなさい。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者
- ウ. 試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

(ア)(ウ)

問 1 8 （従業員に対する指導及び監督）

事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定める運転者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっています。対象となる運転者を次の中から選び○印を、そうでないものに×印を記入しなさい。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

- ア. 高齢者（65才以上の者をいう。）（ ○ ）
- イ. 運転者として新たに雇い入れた者（ ○ ）
- ウ. 死亡事故を引き起こした者（ ○ ）

問 1 9 （事業報告書及び事業実績報告書）

事業者は貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出期限をア～カの中から選び記入しなさい。

【貨物自動車運送事業報告規則】

- ① 事業報告書（ エ ）
- ② 事業実績報告書（ カ ）

- ア. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
- イ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年7月10日まで
- ウ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで
- エ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
- オ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年5月31日まで
- カ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで

問 2 0 （貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示によって定められています。次の中から正しいものを 3 つ選び記入しなさい。【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

- ア．拘束時間は、1 箇月について 2 8 4 時間を超えないものとする。
- イ．1 日についての拘束時間は、1 3 時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、1 5 時間とする。
- ウ．勤務終了後、継続 1 0 時間以上の休息期間を与えるよう努める。
- エ．運転時間は、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間、2 週間を平均し 1 週間当たり 4 4 時間を超えないものとする。
- オ．連続運転時間は、5 時間を超えないものとする。

（ ア ）（ イ ）（ エ ）